

第3回王寺町まちづくり基本条例審議会会議録

日 時 令和7年10月24日（金） 14:00～15:20

場 所 やわらぎ会館3階 小会議室2

出席者 委 員 中川 幾郎 会長（帝塚山大学名誉教授）
（順不同） 山本 恵美 委員（王寺町議会議員）
井村 知次 委員（王寺町自治連合会会長）
島田 尚彦 委員（王寺町自治連合会理事）
田中 勇 委員（王寺町民生児童委員協議会副会長）
黒田ゆかり 委員（王寺町社会福祉協議会理事）
中川 直美 委員（NPO 法人なないろサーカス団代表理事）
竹内 友章 委員（公募委員）
王寺町 総務部 南部長、青山専門員、政策推進課 吉田課長、酒田主幹、澤主事

欠席者 1名（柏木委員）

案 件

- 1 検証・見直しについて
- 2 まちづくり協議会の検討状況について
- 3 その他

1 検証・見直しについて

事 務 局 今回の審議対象は、第9条から第14条まで。事前に委員のみなさんから届いた意見に対する対応案と事務局からの提案について述べさせていただきます。

○第10条 情報の公開及び個人情報保護

事 務 局 「王寺町個人情報保護条例」が令和5年4月に廃止されたので、逐条解説を見直す必要がある。

（修正案）

- 2 議会や行政が収集し、保有する情報に含まれる個人情報が不適切に取り扱われ、個人の権利及び利益が侵害されることがないように、個人情報を適切に保護することを定めています。個人情報の保護については、「王寺町個人情報保護条例」（平成16年4月1日施行）が適用されます。

を

- 2 議会や行政が収集し、保有する情報に含まれる個人情報ที่ไม่適切に取り扱われ、個人の権利及び利益が侵害されることがないように、個人情報を適切に保護することを定めています。個人情報の保護については、「個人情報の保護に関する法律」を遵守しなければなりません。また、その法律の施行に関し必要な事項は、「王寺町個人情報の保護に関する法律施行条例」(令和5年4月1日施行)で定められています。

に修正する。

○第14条 まちづくり協議会

(ご意見)

第4項の逐条解説に「経費を講じる」とあるが、あまり使わない表現。

(修正案)

第14条第4項の逐条解説の表現を改める。

- 4 行政は、まちづくり協議会の意向に基づき、そのことが、より住民福祉の増進につながる場合には、行政が行ってきた地域内の公共施設の管理や公共サービスの提供等について、まちづくり協議会が行政に代わって行うことができることを規定するものです。この場合、行政は事業に係る必要な経費を講じなければならないと定めています。

を

- 4 行政は、まちづくり協議会の意向に基づき、そのことが、より住民福祉の増進につながる場合には、行政が行ってきた地域内の公共施設の管理や公共サービスの提供等について、まちづくり協議会が行政に代わって行うことができることを規定するものです。この場合、行政は事業に係る経費等について必要な措置を講じなければならないと定めています。

に修正する。

中川会長 これらの修正案について、異議はないか。

委員一同 異議なし

2 まちづくり協議会の検討状況について

中川会長 それでは、案件2 まちづくり協議会の検討状況について、事務局より説明をお願いします。

事務局 王寺町においては、令和3年度から、まちづくり基本条例の施行により、まちづくり協議会の設立に向けてワークショップや地区での説明会を繰り返してきた。今年の1月から、本町地区でまちづくり協議会設立に向けて検討するプロジェクトチームが立ち上がり、毎月ほんまち未来ラボという名称で会議が行われている。11月1日には、10回目の会議を開催する予定。自治会長、民生児童委員その他住民の方、毎回約20名に参加いただき、いずみスクエアで検討会が開かれている。今年6月には、準備会が設立された。また9月には、地域の課題や住民のニーズを調査するためのアンケート調査を実施し、現在集計作業が行われている。このような会議を重ねて、来年4月か6月頃には、まちづくり協議会に移行できるように準備が進められているところである。

準備会については、町及び自治連合会から補助金が交付され、それを元に住民に活動状況をお知らせするニュースレターの発行やアンケートを行っている。ニュースレターについては、本町地区の広報紙に挟み込み配布を行った。

現在、アンケートの集計作業が行われており、その結果を元にまちづくり計画書の作成が進められていく予定である。

事務局 また、南義務教育学校校区については、本町地区の検討状況に刺激を受けられて、畠田地区と明神山地区と2地区の合同で検討が進められている。

本年6月に勉強会を開催し、その後3回の小委員会が開催された。学校区で一つの協議会ということで、住民参加型ということで子どもを対象としたイベントを開催したいという明確な希望も出ているところ。南校区についても、近々準備会を設立し、まちづくり協議会設立に向けて検討が進められていく見込み。

中川会長 もう一点、まちづくり協議会に関わる話であるが、指定地域共同活動団体という制度が昨年9月からスタートした。改正地方自治法に基づく制度であるが、王寺町のまちづくり協議会の指定について、この指定地域共同活動団体としての指定も同時にするかということもここで審議する必要がある。

それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 昨年令和6年9月26日に地方自治法が改正され、新たに第260条の49が追加され、指定地域共同活動団体制度が規定された。

これは、地域社会の多様な主体が参加し連携協働する仕組みを下支えする取組であり、これまで任意団体であった「まちづくり協議会」等に対して市町村が支援

されていたが、今後は、法律に基づいて、市町村長が指定をして支援をすることができるようになった。

この法律の効果としては、行政の仕事を随時契約で受けることができるようになること、また行政財産を貸し出すことが可能となり、一部に事務所を構えたり、会議スペースとして使ったりできることが明記された。

行政側のメリットとしては、まちづくり協議会に対する補助金や支援を行った場合に、その費用を特別交付税ということで、国からの交付金に算入して補填されることとなった。

事務局 ただし、指定地域共同活動団体を市町村長が指定をするためには、市町村で条例を定める必要があると法律で決められている。

団体の活動内容、また透明性の確保ということで、計画の策定や情報の公開、区域や構成団体、禁止事項について条例で定めなければならない。

1年余りに施行されたが、現状でこの規定に基づいた条例を定めているのが広島市しかない状況。

王寺町でもまちづくり協議会の要件を定めていくにあたり、優位な面もある上、法律による支援の裏付けも得られるので、指定地域共同活動団体制度を活用していきたいと考えており、指定地域共同活動団体として取り扱うことを規定した王寺町まちづくり協議会の指定に関する条例素案を作成した。

中川会長 事務局の説明について、なにか質問や意見はないか。

山本委員 王寺町は、5つの区域（※）に分かれているが、まちづくり協議会が設立したところが指定地域共同活動団体に認定されるのか。それとも設立はしていないが、今ある団体も指定地域共同活動団体になるのか。

**※王寺町は、自治連合会の区割で6つの地区に分かれているが、そのうち畠田地区と明神山地区の2地区が合
同で1つのまちづくり協議会の設立を目指し、検討が進められている。**

事務局 まちづくり協議会の区域について、原案では、活動を行う最小の単位を地区自治連合会とし、他のまちづくり協議会の区域と重複しないことを条件としている。まちづくり協議会を地域で設立し、その団体からの申請を受けて、町が指定するという流れになる。

山本委員 放置自転車等追放協議会は、まちづくり協議会に当てはまるのか。

事務局 防災防犯、教育・子育て、健康・福祉、環境美化など、指定の要件に列挙しているような活動を行う必要があり、放置自転車等追放協議会は、現時点では当てはまらないと考える。

中川会長 指定の要件は、1号から8号まであり、これに該当すればいいというものだが、1つだけで指定するのは困難。総合的な活動をしている団体が指定地域共同活動団体の指定を受けられる。1つの活動だけで指定してしまうとややこしいことになる。指定の基準は、各自治体にゆだねられているが、1号から7号までの間で4～5の活動をする必要があるというのが一般的な通説である。

そうしなければ、自治連合会単独や校区福祉会単独で「まちづくり協議会」が成立することになってしまう。すると何が起こるかということ、特定の団体だけに権限が与えられることになり地域の中で分裂が起こる。だから、運用上注意するように、学界から注文がついている。

私が住んでいる豊中市では、自治会加入率が半分を切り、39%程度にまで下がっている。豊中市でも、まちづくり協議会の支援制度があるが、その条件は、「連合自治会」「校区福祉会」「校区防災委員会」「校区防犯委員会」「公民分館」が入っていること。これらの団体が入っていないと、まちづくり協議会とは認定されない。まちづくり協議会には、専門性ではなく、総合性が求められる。

中川委員 まちづくり協議会を設立した場合のメリットはあるのか。

井村委員 今、自治会単位で同じような活動が行えているかを考えると、少子化の影響で子ども会が無い自治会が増えている。老人会も無くなってきて、自治会の活動の格差が広がってきている。もう少し広い範囲で考えないと人材の確保が難しい。

9月に本町地区まちづくり協議会設立準備会で行ったアンケート調査で、子ども・子育ての分野に興味がある方や、まちづくり協議会の活動を一緒にやってみたいという方が出てきた。

井村委員 子ども会、老人会が無い自治会も、広い地域でイベントや企画を考えていって、今までできなかった活動ができるようになる。

また、町への要望もまちづくり協議会のような大きい単位で出すと、効果が違うのではないかと期待している。地域の課題は、地域で解決していき、地域で解決できない部分は、行政にお願いしよう、というような形になる。

本町のまちづくり協議会設立準備会で素晴らしいと思っているのが、私が喋らなくても、若い人たちで会議が進んでいくこと。

中川委員 井村委員のようなリーダーのいる地域は、人材も集まってくると思うが、リーダーになる人材がいない地域も多いと思う。地域のボランティア的な活動だけで継続できるのか、何か公的な支援はあるのか。リーダーをこれから地域で育てていくことが趣旨なのかが知りたい。

中川会長 リーダーの育成は、これからの課題。そこまでの狙いについては、国は言及していない。全国的に自治会が衰退してきていることへの危機感、社会福祉協議会の

後継者不足、PTAも消滅してっており、宝塚市ではPTAは全滅した。
こういう課題を乗り越えるために、地域自治協議会やまちづくり協議会の仕組みが地方で出来てきて、全国に広がりつつある。そういう地域を国がバックアップするために地方自治法が改正され、指定地域共同活動団体が盛り込まれた。指定地域共同活動団体に対する市町村からの補助金の半分以上は、国の交付税で措置されることになった。
この指定地域共同活動団体の仕組みを王寺町のまちづくり協議会に適用されるようにすることが先ほど説明のあった「王寺町まちづくり協議会指定条例素案」の趣旨。

黒田委員 まちづくり協議会のいい面はたくさん聞かせてもらったが、デメリットはないものなのか。

中川会長 指定地域共同活動団体については、広島市くらいしかまだ事例がない。市町村と随意契約ができるというのは大きなメリットである。随意契約というのは、理由が必要なものの、競争ではないので非常に有利な契約であるため、市町村が団体間のトラブルに巻き込まれる恐れがある。
随意契約ができ、公共施設の優先利用が可能となると、憲法89条の公の支配を受ける団体になると考えられる。公の支配を受ける団体だから、町長の検査権も発動されるし、監査委員の監査権もそこに及ぶことになる。それだけ厳しい財政規律が要求されることがデメリットである。

○参考：日本国憲法

第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。
--

中川委員 会計をきっちりしないといけなくなると、そこに専門の人材を置かないといけないと思うが、そういう資金はいわゆる補助金から出ることか。

中川会長 補助金が出ることははっきりしているが、指定地域共同活動団体になったからといって事務費がいくら出るといような約束されるものではない。

井村委員 補助金の額については、事務局で検討されているところであるが、他自治体の事例で言うと、活動費用に年間50～100万円補助金が交付されている。中川委員がおっしゃるように事務局が重要となる。どういう形で行政の支援を受けるのがいいのかは検討していかなければならない。

中川会長 「必要な支援」に何が含まれるかには、議論のあるところだが、仮に王寺町のまちづくり協議会が国の指定地域共同活動団体に指定されたとして、まず、補助金は必ず交付される。それから一般的に、施設や事務所が貸し出される。国が公共施設の優先利用をわざわざ法律に記載してくれた。

その次に人的支援、情動的支援というものがある。例えば、協議会の事務局などに再任用の職員を配置してあげる場合が多い。

名張市では、まず15地区に課長補佐級の職員を一人ずつ配置していた。しかし、課長補佐級では太刀打ちできない総合的な知見が必要であったため、1地区当たり十数人のチームで対応することになったが、職員の負担が多すぎた。組合からの抗議もあったため、部長級の職員5名が3地区ずつを担当することになった。ところが、その部長級も定年退職で消えていき、現在は課長級とサポーターでもう1名が担当している。しかしこれは行政職員の派遣の話。

伊賀市では、再任用職員を協議会の事務局に配置していたが、これが大きな問題を孕んでいた。みんな自分の住んでいる地域の事務局長をやりたいと希望され、その希望が叶えられた。その再任用職員たちが将来的に会長になって実権を握ることになり、役所に文句だけをいう地域に化けてしまった。

そういうことがあり、協議会の事務局職員には、出身地や居住地以外の職員を派遣するというのが全国ルールになっている。

中川委員 今、地域が人口減少により福祉サービス、子ども会、老人会などそれぞれの力が弱くなっているから、まちづくり協議会で総合的に支え合えるような地域の仕組みをつくって、そこに補助金を交付して、みんなで力を合わせて地域を存続させていこう、お祭り等にもお金かかるし、そういう困り事を一気に解決できるというのがメリットというイメージでよろしいか。

中川会長 はい。もう少し補足すると、名張市では、現在、補助金の再設計に取り組まれている。全部で何億という額になるが、その中で固定費を何割、面積割で何割、人口割で何割という議論が行われている。もっと細かく活動内容に応じて交付するという方法もある。防災への取組をすればいくら、子育て支援はいくら等と設定するやり方もあれば、逆に、使い道は、地域の自主性に任せてほしいという意見もある。人口割は過密地が得をして、面積割は過疎地が得をするという考え方もある。

だから、補助制度をつくって終わりというわけではなく、必要に応じて見直しながら、だんだんと地域にフィットした制度にしていけばいい。

井村委員 まちづくり協議会ができれば、自治会は要らないのではないかという質問をよく聞くが、そうではない。自治会は無くなるわけではないし、無くしてはいけない。広報紙の配布や、ごみ捨て場の管理だとか、これは自治会でやっていかなければ

ならない。従来の自治会活動は継続してもらいたい。

中川会長 まちづくり協議会ができたことで、自治会の加入率が上がるという現象が起こる。まちづくり協議会と自治会の活動は少し違う。自治会は細やかな班単位の活動が大事とされている。一方で、まちづくり協議会は、もっと広範囲・専門的な事業になっていく。防犯協議会や防災委員会、また地域福祉で一人暮らしの高齢者への見守りや声かけなど。守備範囲が違うのであり、まちづくり協議会があるから、自治会が要らないというのは大間違い。ただ、自治会が弱ってきたからまちづくり協議会にシフトするということはある。

島田委員 第1回目の審議会で、まちづくり協議会は、法定外自治事務だという話を聞いたが、指定地域共同活動団体になれば、法定自治事務になるのか。

中川会長 まちづくり協議会への支援は、法定自治事務になる。

島田委員 指定地域共同活動団体にすることにより、管理をしっかりとしないといけないとか、活動がなくなったら解散までという話になるとか、デメリットもあるのかなと感じる。法律に基づいた団体制度を活用ではなく、まずは、まちづくり基本条例に基づいてやってみて、そこから指定地域共同活動団体を考えていけばいいのではないかと思う。

事務局 今、王寺町では、まちづくり協議会がこの王寺町まちづくり基本条例第14条の規定しかなく、具体的な要件が全く定められていない状態である。どちらにしても、まちづくり協議会の要件を規定する必要がある、その際に手戻りがないよう、地方自治法の指定地域共同活動団体としても成立するように条例素案を提案させていただいたものである。

島田委員 現在、まちづくり協議会で何をするのかも不透明な状態で、指定地域共同活動団体にして、多額の税金を投じて大丈夫なのかという印象を受けた。

事務局 国の交付税の措置があるからといって、多額の補助金を交付するようなことは考えていないし、補助金額に過剰な期待をされたら心苦しい。元々予定していた補助額に交付税の補填がある程度に考えてほしい。

山本委員 王寺町には5地区あるが、まちづくり協議会にしてしまう。5つつくってしまうのはどうか。そうしたら、町も交付税で助かるし、自治会も存続できるし、指定地域共同活動団体にもできる。それぞれで一つ一つまちづくり協議会をつくって

いくのもいいが、全体的に5つのまちづくり協議会をつくってしまってそこから考えていくという方法はできないか。

事務局 まちづくり協議会は、住民主体の団体であるので、つくるといのは行政でできることではない。住民のみなさんで立ち上げていただいて、申請に基づき指定させていただき、補助金を交付するという流れになる。

山本委員 それではなかなか進まない。

中川会長 私の住んでいる豊中市では、40校区あり、そのうち8校区でまちづくり協議会ができています。私が住んでいる地域の隣の庄内という地域では、関西学院大学の先生がアドバイザーで入ってもらって活発に活動されている。しかし、私の住んでいる地域でまちづくり協議会を立ち上げようかと聞くと、まだ不要だと言われる。3つの自治会でやっているが、それらの自治会が助けを求めるような状況ではない。機運が熟するまでは設立されない。補助金の問題でもない。これが住民自治である。行政に言われて無理やりつくるようなものではない。

山本委員 元々、ある地域では、まちづくり協議会は不要だと考えてられている。しかし、つくった方が得だという説明があるので、枠組みだけつくって、それから考えていってはどうかという発想。

事務局 先ほどから説明しているように、交付税措置があるが、半分は町の負担である。決して、交付税を得るために町がまちづくり協議会に補助するというものではない。

中川会長 例えば、まちづくり協議会に50万円補助したとして、その翌年度に25万円が国から交付税として措置されるということ。

山本委員 それは分かっている。自治会協力金というのが100%町民の税金で自治会に出ている。

中川会長 それは関係ない。

山本委員 関係ないわけではなく、現在の自治会協力金は全額町の負担。その自治会協力金を無くして、まちづくり協議会をつくったら、それが半分で済むということではないか。

中川会長 そういう考え方ではない。

山本委員 今、王寺町の自治会加入率が80%。私が奈良と京都の研修会で聞いた話では、まちづくり協議会が設立されたら、自治会加入率が減っていく。自治会費を払わなくても自治会に入っているような恩恵を受けるのなら、自治会に入らなくてもいいのではないかという考え方。

話は戻るが、お金のことを言うのであれば、今は、自治会員に対して自治会協力金という補助があるが、自治会に入らず地域活動をしようと思うと、どこからもお金が出ない。そういう意味では、まちづくり協議会は、それ以外の人の活動も増えるので、私は良いことだとは思っている。

中川会長 まちづくり協議会ができれば自治会は不要だという議論は全国どこでも行われている。

自治会は本来任意加入である。まちづくり協議会で、例えばバス旅行はできない。自治会でやっていたことをそのまま、まちづくり協議会でやる必要はない。

まちづくり協議会でやるべきなのは、地区全体の大規模な防災訓練や地域福祉の強化など自治会ではちょっと荷が重い事業。だから、まちづくり協議会が頑張ってくれればくれるほど、自治会は地域の親睦に力を注げる。

自治会は任意加入だが、まちづくり協議会は準公共団体であり、全住民が地域を支えるメンバーだと解釈する。

それではなぜ自治会に入るのかといえば、地域の小さなサービスを受けることができる。また、地域の顔と名前を覚るなど、あいさつできる関係づくりに強い。まちづくり協議会はそうではなく、システマチックな活動、専門的な活動、それからお金のかかる活動を行う組織。まちづくり協議会の活動で出会った団体の人々同士の交流も生まれ、団体同士が交わりだす。これがまちづくり協議会の価値だと理解してほしい。

しかし、自治会がコアにならないと、結局まちづくり協議会はつながらない。

山本委員 町内の5区画の中で54自治会がある。久度地区だけで13自治会がある。その自治会を一つにすることはできないか。

中川会長 無理だ。

山本委員 それでは、まちづくり協議会はもっと難しいのではないか。

中川会長 まちづくり協議会は、校区単位である。

山本委員 校区単位は分かるが、まとまりがない。

中川会長 だから、まちづくり協議会は、単位自治会ではできない活動を行う団体。総合防災訓練やなどを行う。

山本委員 それは自治会でもやっている。

中川会長 そんな大きな自治会があるのか。

山本委員 一緒にやろうというところもある。

中川委員 そうであれば、自治会がまちづくり協議会くらいの実力を持っているということ。

山本委員 そう思う。

井村委員 久度の自治会は、それだけの活動ができている。それはそれで良いのではないか。

島田委員 確かに王寺町の場合は、自治会加入率も80%くらいあるし、それなりにできているので、それほどまでのニーズを感じていない状況。

中川会長 山本委員は、まちづくり協議会を指定地域共同活動団体にするということに疑問があるということか。

山本委員 そうではなく、もっと手っ取り早い方法があると言っている。住民の意向が大事だということは分かっているが、先にまちづくり協議会をつくってしまった方がいいということ。住民からの申し出により、まちづくり協議会は設立されるが、そうするとなかなか進まないの、今ある5つの地区でまちづくり協議会を自治会の賛同を得てつくってしまったのはどうかということ。

中川会長 だから、そのように進めているのではないか。町が設立しろと言うと、行政依存の団体になってしまう。まちづくり協議会の設立には、住民の機運の高まりと行政の判断という火花が散るような緊張関係がある。

住民側の気持ちとしては、行政にもっと指導してもらわなければ進まないということがあると思うが、行政側には、行政側の指示により進んでいったら、住民自治にならない、行政依存になってしまう危機感がある。そのあたりは非常に慎重に考えていかなければならず、簡単なことではない。

それで失敗した事例もたくさんある。なんでも役所依存になってしまい、動いてくれない。事務局も経理もなんでも役所がやれというケースが出てきたりするので、住民の自覚と熟度を高めるように促す努力が必要。それほど住民の自治力というのは強いものではないので、そこを応援していくことは大事。

山本委員 自治会でも毎年会計報告をしている。

中川会長 最終的にまちづくり協議会の指定の申請をするのは住民。役所の方から申請しろというものではない。

井村委員 ここまでたどり着くために、自治連合会としてもまちづくり協議会の先進地に研修に行ってきた。当初は誰も身近な問題としてとらえていなかったが、少しずつ理解が深まってきた。一気に設立してしまおうという気は無いし、それでいいと思っている。

しかし、これから先の10年を考えると、今の組織の自治会では、人材不足で地域自治を継続するのは困難だと思慮する。そうであれば、今現在が、まちづくり協議会を考えていく時期ではないか。

最初は、町を3つのエリアで分けたらどうかと考えたが、なかなか難しいということがあった。最終的に地区自治連合会単位が一番良いのではないかということになり、現在の検討が行われている。

中川会長 本案件については、結論が出ないので、次回会議に繰り越して再検討としたい。まちづくり協議会については、条例に関しての疑義は出ていないが、国の指定地域共同活動団体制度の利点や制約が見えていないというご意見があった。指定地域共同活動団体は、憲法89条の公の支配を受ける団体なると考えられる。すると、行政の監査権も及び、住民監査請求の対象にもなりうる。これは、町長の検査権を確保するだけのこと。自治会も協力金という一種の補助金が出ている限りは、町長の検査権は及ぶ。ただ検査権が発動されていないだけである。補助金についても、今の協力金が減らされることはないという理解した。それを逆手にとって、自治会への協力金をまちづくり協議会への補助金に切り替えて、半分役所が儲かるだけということではないことはハッキリしたと思う。条例について疑義は出ていないが、この辺りの論点を整理して、再審議を行う。

3 その他

事務局 次回審議会は、11月28日(金)14時から
条例の第15条以降の条文について意見や質問があれば11月28日(金)までに事務局まで提出していただきたい。

以上